

官報

号外

昭和二十八年六月二十七日

昭和二十八年六月二十七日
第三號 郵便物 可

第十六回衆議院會議錄第十三号

昭和二十八年六月二十七日(土曜日)

午後一時本會議

●今日の會議に付した事件

議員請暇の件

緒方國務大臣の北九州の豪雨による被害状況報告

過般の台風第二号による西日本の被害並びに今次の北九州の豪雨による被害状況調査慰問のため、特に院議をもつて議員十五名を派遣することとし、その人選は議長に一任するの件(議長発議)

昭和二十八年年度一般會計暫定予算補正(第二号)

昭和二十八年年度特別會計暫定予算補正(特第二号)

昭和二十八年年度政府関係機関暫定予算補正(機第二号)

郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出)

中央機關施設整備促進法案(今村忠助君外二十九名提出)

午後五時五分開議

○議長(堤康次郎君) これより會議を開きます。

○議長(堤康次郎君) お諮りいたします。議員河上丈太郎君及び同じく西尾末廣君から、ストックホルムにおいて開催の社会主義インターナショナル第三回大会出席及び東南アジア、西歐各國視察のため、七月一日から今会期中いづれも請暇の申出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて許可するに決しました。

○議長(堤康次郎君) 北九州の豪雨による被害状況について、緒方國務大臣の報告。

○議長(堤康次郎君) 北九州の豪雨による被害状況報告のため、緒方國務大臣より発言を求められております。これを許します。緒方大臣緒方竹虎君。

〔緒方大臣緒方竹虎君登壇〕

○國務大臣(緒方竹虎君) 北九州を襲いました梅雨前線による豪雨被害状況を御報告申し上げます。

○議長(堤康次郎君) 北九州の豪雨による被害状況について、緒方國務大臣の報告。

○議長(堤康次郎君) 北九州の豪雨による被害状況報告のため、緒方國務大臣より発言を求められております。これを許します。緒方大臣緒方竹虎君。

〔緒方大臣緒方竹虎君登壇〕

○國務大臣(緒方竹虎君) 北九州を襲いました梅雨前線による豪雨被害状況を御報告申し上げます。

○議長(堤康次郎君) 北九州の豪雨による被害状況について、緒方國務大臣の報告。

○議長(堤康次郎君) 北九州の豪雨による被害状況報告のため、緒方國務大臣より発言を求められております。これを許します。緒方大臣緒方竹虎君。

〔緒方大臣緒方竹虎君登壇〕

○國務大臣(緒方竹虎君) 北九州を襲いました梅雨前線による豪雨被害状況を御報告申し上げます。

○議長(堤康次郎君) 北九州の豪雨による被害状況について、緒方國務大臣の報告。

○議長(堤康次郎君) 北九州の豪雨による被害状況報告のため、緒方國務大臣より発言を求められております。これを許します。緒方大臣緒方竹虎君。

〔緒方大臣緒方竹虎君登壇〕

○國務大臣(緒方竹虎君) 北九州を襲いました梅雨前線による豪雨被害状況を御報告申し上げます。

○議長(堤康次郎君) 北九州の豪雨による被害状況について、緒方國務大臣の報告。

○議長(堤康次郎君) 北九州の豪雨による被害状況報告のため、緒方國務大臣より発言を求められております。これを許します。緒方大臣緒方竹虎君。

〔緒方大臣緒方竹虎君登壇〕

○國務大臣(緒方竹虎君) 北九州を襲いました梅雨前線による豪雨被害状況を御報告申し上げます。

○議長(堤康次郎君) 北九州の豪雨による被害状況について、緒方國務大臣の報告。

○議長(堤康次郎君) 北九州の豪雨による被害状況報告のため、緒方國務大臣より発言を求められております。これを許します。緒方大臣緒方竹虎君。

〔緒方大臣緒方竹虎君登壇〕

○國務大臣(緒方竹虎君) 北九州を襲いました梅雨前線による豪雨被害状況を御報告申し上げます。

○議長(堤康次郎君) 北九州の豪雨による被害状況について、緒方國務大臣の報告。

○議長(堤康次郎君) 北九州の豪雨による被害状況報告のため、緒方國務大臣より発言を求められております。これを許します。緒方大臣緒方竹虎君。

今回北九州に襲撃いたしました梅雨前線による豪雨は、筑後川、遠賀川、嘉瀬川、矢部川、松浦川、菊池川、大分川、白川流域を初め、福岡、佐賀、大分、熊本各県に、六月二十五日八時より二十六日八時三十分に至る三十四時間にわたり、明治二十二年以来六十五年來の大豪雨ともいふべき雨量を持つた雨が降つたのであります。降雨量を申しますと、博多が六百二十四ミリ、熊本が四百七十六ミリ、東京の年間降雨量は千五百六十二ミリであります。この東京の一年分の降雨量の三分の一ないし四分の一以上が降つたことになる次第であります。

被害金額の総額は、現在水災しのために調査困難で、今のところまだつかめません。従いまして、応急復旧に要する予算も今のところは不明であります。警察、国鉄の電話を含みまする通信線は、被害は僅少であります。が、国鉄は被害が非常に甚大であります。不通箇所がきわめて多数であります。これが着々復旧いたしております。

現地の調査のために、本日午後の飛行機によりまして、戸塚建設大臣、篠田農林政務次官初め関係者を現地に派遣いたしました。この調査の一応の目録がつかまつた上で、さらに現地に現地対策本部とでも申すべきものを設けて、大野國務大臣の出張を求めまして、それなりの関係事務当局も随伴して参ることになつたと考えております。

災害の救助につきましては、罹災各県では、すでに災害救助法を発動いたしました。警察、消防は、避難民の救援に全力をあげております。治安につきましては、今のところ心配の模様はございません。衣料については、現地の要求を待機しております。被災者が、医薬品につきましては、現地限りで心配はないようでありまして、応急救助の面は、なお今後一層留意して万全を期したい所存であります。

なお、この場合、台風第二号及び六月前の災害について一言申し上げておきます。災害復旧の予算要求につきましては、被害の実態が今のところまだ十分つかめておりませんので、現在大蔵当局に対して被害概況及び必要予算の概算について説明を行つておるところであります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

過般の台風第二号による西日本の被害並びに今次の北九州の豪雨による被害状況調査慰問のため、特に院議をもつて議員十五名を派遣することとし、その人選は議長に一任するの件(議長発議)

○議長(堤康次郎君) お諮りいたします。過般の台風第二号による西日本の被害並びに今次の北九州の豪雨による被害状況調査慰問のため、特に院議をもつて議員十五名を派遣することとし、その人選は議長に一任せられたいと存じます。これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつてその通り決しました。

議長は九州地方水害調査慰問派遣議員を指名いたします。

江藤 夏雄君 金光 庸夫君

熊谷 憲一君 水田 良吉君

松野 頼三君 三池 恒君

中島 茂吉君 中嶋 太郎君

吉田 安君 井手 以誠君

田中 稔男君 稻富 稔人君

松前 重義君 佐藤虎次郎君

小林 恒一君

昭和二十八年年度一般會計暫定予算補正(第二号)

昭和二十八年年度特別會計暫定予算補正(特第二号)

昭和二十八年年度政府関係機関暫定予算補正(機第二号)

○田嶋好文君 予算上程について緊急動議を提出いたします。すなわち、昭和二十八年年度一般會計暫定予算補正

昭和二十八年六月二十七日 衆議院會議錄第十三号

九州の豪雨による被害状況調査慰問のため議員派遣の件 昭和二十八年年度一般會計暫定予算補正(第二号)外二件

二七九

安庁経費三億円、官庁経費の一部三億円を削除する。

△一七九億円

一般会計特別会計、政府関係機関の職員の手当増額(現行ベース〇・五箇月分増)

一〇〇億円

地方財政平衡交付金の増額

八〇億円

内訳―地方公務員現行ベ

ス〇・五箇月増のた

め六五億円増、凍結

害、風水害特別平

交付金増(減税分補

償)一五億円

義務教育費国庫負担金の増

額(学校教職員の手当増

〇・五箇月分夏期手当)

二五億円

凍結害特別補償(即効性施

肥、農薬等)、利子補給とし

て農林漁業金融公庫の貸出

に対する利子補給、風水害に

対する特別補償並びに農林漁

業金融公庫の貸出しに対する

利子補給

五〇億円

(公共事業費の増額(風水害

に伴う土地改革復旧、校舍復

旧等緊急の分)

一〇億円

日雇労働者の夏期手当及び

失業対策費増

四億円

中共引揚者援護費及び遺家

族、留守家族援護費増

五億円

昭和二十八年六月二十七日

衆議院会議録第十三号 昭和二十八年年度一般会計暫定予算補正(第二号)外二件

リ 生活保護費の増額 二億円

社会保険費の増額 五億円

母子福祉資金交付の経費の

増額 三億円

児童福祉法による施設費の

増額 一億円

歳入の増減(△)

凍結害及び風水害農家の所

得税その他の軽減措置

△二〇億円

歳出入の増減による差引不

足額は、これを国庫余裕金及

び大蔵省証券の発行増によつ

て求めること 一二六億円

第二 附帯事項

地方財政の窮乏救済のため地方

起債の限度を三百億円に引き上

げる。

(小平忠君登壇)

〇小平忠君 私は、日本社会党両党を

代表いたしまして、昭和二十八年度一

般会計暫定予算補正(第二号)、昭和二

十八年度特別会計暫定予算補正(特

第二号)及び昭和二十八年度政府関係

機関暫定予算補正(第二号)につい

ては、政府はこれを撤回し、次に申し

上げる要領により、すみやかに組みか

えをなし、再提出すべしとの動議を提

出し、その趣旨を表明を試みんとする

のであります。(拍手)

この動議を提出いたしました基本方

針は、さきに提出された六月暫定予算

に対する向うの組みかえ動議とま

つた同一のものであります。すなわ

ち、昭和二十八年七月分の一一般会

計、特別会計及び政府関係機関予算に

対しまして、この際特に緊急を要す

る風水害及び過般の凍結害対策費の残

額並びに公務員の夏期手当の増額、日

雇労働者の夏期手当、母子福祉生活

の保護、遺家族援護などの社会保険費

若干を、最小必要限度これを増額せん

とするものであります。(拍手)

第一は、今や全国の官公労はもちろ

んのこと、地方自治体のいわゆる地方

公務員、さらに日雇労働者の切実な

要求であります。夏期手当の問題で

あります。本件に關しましては、連日

国会を取巻くこの切実なる公務員並び

に關係する声は、私があえてこの壇上

から申し上げるまでもないのでありま

す。本件に關しましては、先般の六月

暫定予算におきまして、われら阿党は

最小最低限度でありました。夏期手当一

箇月分を要求したのであります。政府

府はあえてこれを〇・五箇月というの

を支給し、おれは、この線をお

くまでも実現いたすべく、すなわち今

回は全国官公労並びに地方公務員、日

雇労働者の要求に従ひまして、次の

ごとく歳出入を増額せんと考えておるの

であります。すなわち、一般会計、特

別会計、政府関係機関の職員の夏期手

当増額分、これは現行ベースの〇・五

箇月分であります。これに要する予算

が百億円。次に地方公務員の現行ベ

ス〇・五箇月分増のために要する予算

が六十五億円、さらに義務教育費国庫

負担の増額分をいたしまして、これは

学校教職員の夏期手当であります。こ

れは現行ベース〇・五箇月分をいたし

まして二十五億円、さらに日雇労働

者の夏期手当、さらに失業対策費を若

干増額いたしまして、最小必要限度四

億円を計上いたし、この夏期手当につ

きましては、最小必要限度をいたしま

して百九十四億円に相当するのであり

ます。この夏期手当の問題に關しまして

は、先刻予算委員会におきまして、大

蔵大臣は〇・二五箇月分の支給につい

て善処することを言明されたのであり

ますが、大蔵大臣がかかる見解を言明

するならば、全国の要求であります。夏

期手当の〇・五箇月分を出すことにつ

いては、私は深くこの暫定予算に組むこ

とが正當なものと思うのであります。

(拍手)

次に、ただいま副総理からも説明が

ありましたが、いわゆる風水害の予算

であります。先般の西日本一帯を襲い

ました風水害に對します損害はきわ

めて莫大であります。さらに一昨々日

から北九州を襲いました豪雨は、こ

れはまた六十五年ぶりと称せられま

すところの甚大なる被害であります

と、本日新聞紙上で報道されてお

ります被害は、これによつて死亡いた

しました者、すなわち尊い犠牲者を七

十九名も出している。さらに行方不明

となつており、死者は二百九十七名、

すなわち三百名に達せんとしている。

現在被害状況はまだ不明であつて、私

は、この被害はこれよりもつとて

莫大なものになるものと想像される

のであります。さらに、農作物あるいは

公共施設等の被害を考へてみますなら

ば、きわめて莫大なものに達すると思

うのであります。私は、これらの根本的

な問題を考へてみますときに、職時

中の山林の濫伐、これに対する根本的

な治山治水あるいは河川調整、これら

は全国の強い要望であるにもかかわら

ず、吉田内閣が五次にわたつてこれら

の根本的問題を解決せなかつたところ

に、私は今次のごとき莫大な被害があ

つたものと思ふのであります。(拍手)

従つて、私は、この際、これら前回

の風水害並びに今回の風水害に對しま

する緊急やむを得ざる処置をいたしま

して、われら阿党は、この風水害に對

します、あるいは先般全国的に襲わ

れた凍結害のいわゆる残額の予算の手

当をいたしまして、次のごとく計上せ

なしたのであります。すなわち、凍結

害特別補償、これはいわゆる肥料並び

に農薬等に対する点であります。

農林漁業金融公庫の貸出しに対する利

子補給並びに風水害に對する特別補償

をいたしまして五十億円を計上いたし

たのであります。

次に、中共引揚者援護費及び遺家

族、留守家族援護費をいたしまして五

億円、生活保護費の増額をいたしまし

て、

一八一

て二億四、社会保険費の増額分五億四、母子福祉金交付の経費の増額三億四、児童福祉法によります施設費の増額分一億四。

以上の歳出増が二百八十五億四であります。この財源を、当然計すべからざる防衛支出金から百四十五億四、保安庁経費三十一億四、官庁費の節約であります。これを三億四、合計いたしまして百七十九億四、さらに、歳入の面におきまして、凍結普及風水害農家の所得税その他の軽減措置といたしまして二十億四を減額いたしましたために、歳出入の増減によります差引不足額は百二十六億四と相なるのであります。この百二十六億四を國庫の余裕金及び大蔵省証券の発行増によつて求めたいと思ふのであります。

最後に、附帯事項といたしまして、地方財政の今日の窮乏救済のために、現在政府は百九十億四より計上されていらないのであります。この地方起債の限度を三百億に引上げることとあります。

以上申し上げた点は、緊急やむを得ざる最低限の予算措置であります。私がこの機会に強く指摘したいことは、自由党の三月十四日のあの無謀きわまる解散断行によりまして、四月から六月まで暫定予算によらなければならぬという結果を招来し、さらに七月も暫定予算によらなければならぬというその結果は、これがために各

般の行政に一大支障を及ぼし、また長期の財政計画はもろんのこと、各種の事業計画がきわめて危ぶまれ、さらに國民生活に重大なる脅威を与えたといふこの吉田内閣の責任は、われは断じて許すわけには行かないのであります。(拍手)

今回の七月暫定予算に對しては、われは、六月暫定予算に對しては、断じて許すわけには行かないのであります。しかしながら、今日の國民經濟、國民生活の事態から見て、真にやむを得ざるものとして、この暫定予算の案に對して、われが、全國國民の輿論にこたえまして、本日同社会党が提案いたしました、このいわゆる組みかえ、編成がその内容は、これは最小限のものであります。どうか自由党並びに改進黨あるいは鳩山自由党の諸君におかれましては、われらの意を了せられまして、この組みかえ動議に賛成あらんことを切にお願いいたします。私の趣旨を明瞭に終ります。(拍手)

○議長(堤隆次郎君) これより討論に入ります。山本勝市君。

○山本勝市君 自由党を代表いたします。提案されましたいわゆる七月暫定予算につきまして、政府の原案並びにこれが編成がえを要求する動議に對するわが党の見解を表明いたします。

まず八十八名正君以下十五名の提案されました編成がえ要求の動議に對しては、わが党は、政策の根本的基調を異にするという理由によつて反對いたします。

政府の提出いたしましたいわゆる七月暫定予算の原案に對しては、結論を申しますと賛成をいたします。けれども、しかしながら、われが、六月の暫定予算に對してとりました態度と同様に、きわめて不満な点があるといふことを申し上げておきたいのであります。

第一に、何よりも不満なことは、この七月暫定予算なるものが、形式的には一応審議終了ということになつておりますけれども、實際には、この七月暫定予算そのものについては、予算委員会において一言半句の質疑も行われていないのであります。このことは速記録をあらんになればおわかりであります。一言半句の質疑も行う機会を持ち得なかつたやうなこの予算に對して、不満がないといふことは、おそらくあり得ないのであります。何ゆゑにこのやうな事態に陥つたかということについて、私の見るところを申し上げますが、私は、政府の、ここに吉田総理を初めとして、三の關係のとられた態度並びに答弁が遺憾ながら誠意を欠いておられた。われは、社会党両派とは根本的思想の基調を異にしておるにもかかわらず、なおかつこの両

党並びに改進黨と歩調をとるにして幾多の行動をとらざるを得なかつたといふことは、一に、吉田総理を初め二、三の重大なる關係諸君の態度並びに答弁が、いたすらに審議を遅延せしめて、予定のごとく七月暫定予算について質疑を行う余裕がなくて、一般結構質問すらなお終らないといふことで遂に今日に至つたのであります。私は欠かす予算委員会に出席いたしました。吉田総理が予定の時間に予算委員会に出席されたことは、ただの一歩もありません。また、予定の時刻まで委員会の席におられたこともほとんどありません。しかも、この欠席あるいは遅刻、早退の理由は明らかにされなかつたのであります。ことに答弁の態度は、皆さんもすでに御承知のごとく、ときには不必要にえ顔を示されるかと思ふと、ときにはまるで吐き出すやうに答弁をされる。(脱線脱線と呼ぶ者あり)皆様は脱線と言われながらも、いけませんけれども、われは、かつて吉田総理を總裁として推薦したものである。何ゆゑに、今日この老首相がかくもつきまわされて、そうして吐き出すやうな答弁をされねばならぬやうな事態になつたかといふことを考えれば、私はまさに感嘆無量であります。

昨日の理事会におきまして、きょうの暫定予算は、いかなる事情があろうとも、これを討論終結して、午後の本

會議には上程する。但し討論採決にあつては必ず總理の出席を求めるといふことであつたにかかわらず、今日、御承知のごとく、總理は所務のゆゑをもつて欠席されるということになつて、また遅延したのであります。私は、この態度を御自身で反省されたい限り、今後の本予算の審議の前途にも幾多の不安を持つてあります。六月暫定予算にも、われが明らかにいたしましたように、幾多の不満があるにもかかわらず、この予算が不成立に終る場合に、國政並びに國民生活に對する大きな影響を思ふがゆゑに、これに賛成したのであります。今回の七月暫定予算に對してもまた同じ理由によつて賛成するのであります。もしここに相當の時があるならば、われは、このまま通過させるわけには行かなかつたのであります。

はなはだ簡単でございますけれども、われの党が、組みかえ要求の動議並びに原案に對して、反對並びに不満ながら賛成をする理由を申し上げます。(拍手)

○議長(堤隆次郎君) 吉野武一君。

○吉野武一君 私は、ただいま議題となりました昭和二十八年年度一般會計暫定予算修正第二号その他二つの予算案に對して、反對の意思を社会党を代表して申し上げたいと思ひます。あわせて、社会党両派が提案をいたしま

した、ただいまの組みかえ動議の組みかえ案に對しまして、賛成の意思を表明するものであります。(拍手)

昭和二十八年年度予算総額は九千六百八十二億八千四百三十四万円でございます。四月、五月、六月の暫定予算の総額は二千三百四十四億円になつてお

りまして、この議題になりました七月の暫定予算の総額は九百六十七億八千四百九十六万円でございます。私たちが歳入歳出を各項目にわたつて研究いたしました、はつきり言い得ることは、特定の外国の露露露露の上に立つた、こま切れ予算であるということと申し上げたいのであります。(拍手)地方自治体の諸君が東京に参りますと、四月、五月、六月、七月と暫定予算が続いては、いざり勝五郎のようにこれは中風のような予算である、やつて行けない。——きのう私は千葉県の印旛沼の干拓事業をちよつと見て参りましたが、六月暫定予算一千万円、四月と五月が四千万円、こんな少額の予算では、農林省の職員百四、五十名の諸君が半分以上手をこまねいて遊んでおられなければならない。一日雨が降れば、印旛沼、千賀沼のあの氾濫によつて、周囲千五百町歩が水浸しになる。この重大なる干拓事業に對して、このような自由党の抜打と解散によつて、こま切れ予算が次々に出ては、仕事にならぬと言つておる。(拍手)

私はこの内容について二、三関連を

して申し上げますが、組みかえ動議の内容の説明が具体的にございまして、私はそれについて重複を避けるために、こまかいことは申し上げません。

問題になつておりまする国家公務員、地方公務員、義務教育費国庫負担金を増額することによつて教職員諸君の夏季手当の半月分を一個月分にする問題につきまして、私は、これを要求する同志の諸君とともに、その目的完遂のために努力して参りました一人でございますが、例年の慣例によれば、私の記憶しているところでは、鈴木正文氏が労働大臣になり、保利茂氏がなり、そして吉武恵市氏がなりました。一応国会本会議場から自由党政府の労働行政に對する説明がいつも行われるはずであります。それを素通りしてにおいて、日本の労働組合の諸君の要求を無視して今度の十六特別国会に提出いたしましたストライキ制限法のごときは、これは明らかに小坂労働行政の大きな行き過ぎである。今までの労働大臣もさうでございますが、単独立法をもつて、公共の福祉の名によつて、いわゆる憲法二十八条の労働基本権の条章にさわるような行き方が公然と行われているようなことで、完全なる労働組合の発展、あるいは労働者の生活保障などは、夢にも期待することはできません。(拍手)私も、ただいま予算の組みかえの内容

について説明がありましたように、国家公務員、政府関係機関特別会計に属する公職員の夏季手当の一個月分支給、地方公務員諸君に、これは平衡交付金を増額することによつて、同じく夏季手当の五の増加、あるいは公務法、あるいは地公労法等の改正案が、われわれ阿派社会党の手によつて、ただいま労働委員会で取上げられておりますが、こういう点についても、おそらく自由党の諸君はまづ向かへ反對して来るのであります。

昨年の暮れに、当時自由党も含めた労働委員会の二十五名が満場一致で、終戦後八年間、外国勢力に押されて実現することのできなかつた、全国三十二万人の日雇い労働者に對して一人千円平均を年束手当として支給すべしという決定がなされました。ところが、この夏季手当については、政府は何らの考慮もこの予算の中に払つておりません。今日、日本の労働者が、焼野原になつた日本の再建のために、奥歯をかねて雄々しく労働戦線で働いておる点は、国家公務員も、地方公務員も、民間の労働者も同じことである。一番苦しい立場に追い込まれておるこの全国三十二万人の日雇い労働者、これは登録労働者のことをさしてあります。これらの諸君に對する少くとも四分ないし五分の夏季手当は、当然この七月暫定予算の中に組み立てられなければならないのであります。

(拍手)これらの点について、昨年年束手当を出して、どうして夏季手当を出して悪いことが言えますか。これは結局労働行政に冷淡であるという証拠が明らかに出ておるのであります。(拍手)

今小平君から御説明がございましたが、これは非常に大切な問題でございますから、私は一言、農林関係に関連をしておきますので申し上げます。北九州を中心にして、九州全体から山口を襲いました大雨は、平均三百ミリから四百ミリ、福岡県の例をとつても、農作物四十四億一千万円、五十八億の被害、全国で三百億、そして二十五日の雨によつて、御承知の北九州の筑後川の九メートルの堤防が決壊をするにやうなもので、一町四箇村の六千名の人々が家もろともに流されて、大きな犠牲を払つておる。また久留米のごときは、橋を渡つて向うの橋を渡るごときは、前の橋が落ちた、うしろの橋を見たらその間に落ちたといふことによつて、そこでまた何名かの犠牲者を出したという。この非常な気候の害は北九州の豪雨の災害について、ただいま院議をもつて各党の代表者が現地に見舞いにおいでになること

でございますが、こういう点については、私どもは心から感謝をいたすものでございまして、こういう点について、ただ臨時的な応急措置のみを立て

て、恒久的対策を立てておらないところに、吉田内閣の大きな農業政策の欠陥があると思ひます。(拍手)私どもは、これらについて、すみやかに保護救済の対策を急務的に、恒久的に樹立することを、強く吉田内閣に要求するものであります。

次に、「財源を言つてみる」と呼ぶ者あり。財源は幾らでもあるのだよ。(言つてみる、言えやせぬだろうが)と呼ぶ者あり。わずかに一億円の予算によつて内田農林大臣が保利氏に交代をいたしました。吉田内閣の農業政策というものは、一口に申し上げますと、終戦直後は日本の確安は十七万トンしかできなかったが、今日は国家のあたたい一方向的保護によつて、全国で二百四十万トンの確安ができておるときに、国内で必要なものは幾らか、百九十万トンであります。差引五十万トンを吉田内閣は、農林政策として、日本の農民に十貫匁一俵を九百円で押売りして、そして南方方面の海外には一俵六百元でたき売つておる。それが五十万トンある。米にしても、外国米を一年間二十万石購入しておる。一石一万二千円というば、かゝしい金を出して二十万石買つて来ておる金が二千四百億円、日本の農民から一石七千五百円で強割供出をさせて、そして外国の安い米を一石二万二千円で買つて来て、いふやうな農林省の行き方である。しかも、これらの差額四千五百万円を二

昭和二十八年六月二十七日 衆議院會議録第十三号 昭和二十八年年度一般會計暫定予算補正(第2号)外二件

昭和二十八年六月二十七日 衆議院會議録第十三号 昭和二十八年年度一般会計算定予算修正(第二号)外二件

千万石にかけますと、この食糧政策のすためで、日本国民の血税による一年間九百億円といふはかな金が使われておるのが、吉田内閣の農林対策であります。(拍手)

かようなばけた農林対策を続けていく限りは、この豪雨災害等に対して、あるいは凍霜害の対策に対しまして、たつた二億八千九百四十万円であります。今度の七月暫定予算に組まれている災害準備費は、わずか十五億である。今度の九州を中心にして襲いましたところのこの水害は、十五億や二十億では間に合いません。じやがいは全部腐つてしまつた。裸麦はすつかり流れた。そして、営農資金の貸付もなく、わずかに予備費を少し組んだ程度では、今日被害を受けた農民諸君は、明日から立ち上ることはできません。私どもは、これらについて、いさ少し与党自由党、吉田内閣の農林当局は反省すべきであるという点を強く強調しておるのであります。(拍手)

最後に、木村保安庁長官が先日福岡に参りましたときに、防衛五箇年計画というものを発表いたしました。地上軍が二十万、海軍が十五万、空軍ジェット機を含んで千五百機が必要であると言つておる。しかしながら、今七月暫定予算の内容を見ますと、防衛支出金が六百二十億圓ございます。うち、今度の暫定予算には百四十五億圓が計上せられておる。何のために、

六百二十億のうち、一挙に七月の暫定予算にこれほど多額のものを計上せなければならぬのか。この点について、私どもは大きな疑問を持つものであります。(一言御参考までに申し上げたいと思ひますが、スターリンがなくなつて、マレンコフがソ連の政局を担当せられておる。日本の再軍備へ再軍備へと、アメリカの諸兵制度を確立するために、自由党の諸君や政府は狂奔しておりますが、一九五二年の二月に、リスボンで、北大西洋条約加盟国の理事国が集まつて、こういう決議をしております。去年の二月リスボンにおいて協議をしたときに、明年の一九五四年には、ソ連の侵襲がヨーロッパに迫つて来る幾多の理由に基く危惧があるから、総数、空軍九千機、陸軍九十六個師団を編成して、それが防衛に当るといふことを、北大西洋条約加盟国の理事国が集まつて決定した。ところが、今年、一九五三年の四月にフランスのパリに集まつて、リスボン目標の修正のための理事会が開かれましたと

きに、こういう決定をしておる。ソ連が武力をもつてヨーロッパに侵入して来るがごときことは全然ないという立場に立つて、この空軍九千機、陸軍九十六個師団の決定をされた理事会の決議は、二十年ぐらゐ先にそれを延ばそうじやないかという決定がなされておる。ヨーロッパはおいですらも、そういう決議を、あのヨーロッパの各国

が集まつて協議を決定をしたときに、日本では、何を戸惑ひしたか、夢を見て驚言を言つておる。

木村長官が防衛五箇年計画というものを立てて、そうして来る日も、予算委員会では、吉田総理から録口令をしかれて、その内容については私の試案であります。保安庁の保安局長をもつてつくられたものでございますから、これは発表することができませんという言明。そして、自由党を除くほか、各党の委員諸君が起立をいたしまして、多数でこの内容を発表することと決議されたのであります。これについて、いまだにこの内容が発表せられておりません。ヨーロッパにおいては、すでにリスボン会議の目標の修正が行われ、日本においては、あの強圧的に来るアメリカの政策の前に、何らの抗議をすることなく、二百名の自由党の諸君が、だらしない、アメリカの諸兵制度のために自分たちの節操を売つておる。見てごらん下さい。今度は百四十五億圓というものが防衛支出金、七百十八億圓というものがこの保安庁の経費に見込まれておる。このようにして、再軍備はしない、あるいは憲法の改正はしないと言つておきながら、することは何だ。自由党と政府がやみの軍隊を十一万つておるではないか。(拍手)「何を言つておるか」「いい気になるな」「外でやれ」と呼ぶ者あり)いゝ／＼な法規をたてにと

つて文句を言ふけれども、君たちは日本憲法を蹂躪して、外国の傭兵をつくらうとしておる。日本の青年に海外の出兵が要される。そのような行き方とくに、アメリカ軍勢力の前に、たいご持ちのように頭を下げて、何ら抗議をすることなく、アメリカの言う通りに MSA の軍事援助をもらうことによつて日本の再軍備を強化して、完全なる日本の独立を度外視して、諸君はアメリカのための隷属国をつくらんとおるではないか。(拍手)

そのやうな目的のために、この暴風的な経済の上に立つて組まれた七月分暫定予算などというものは、これはいわゆる片りんばの暫定予算である。だから、労働行政にしても、夏季手当の問題にしても、防衛問題にしても、何となく足らない。私どもは、勤労大衆の生活の安定と祖国日本の独立と平和のために、あくまでも諸君の反動性の前に立つて闘つて行くために、この七月分暫定予算に対しては絶対に反対の意思を表明し、社会党両派の提出いたしました組みかえ動議に対しては双手をあげて賛成するものであります。(拍手)

○議長(橋本虎雄) 吉川榮光君

○吉川榮光君登壇 吉川榮光君 〇吉川榮光君 私は、ただいま議題になつております政府提出の七月分暫定予算の三案に反対いたしました。先刻わが党の小平忠君から御説明申し上げました政府原案組みかえの動議に

賛成するために、社会党を代表してここに立つたのであります。(拍手)私が十五分の持ち時間で申し上げようと思ひました。おりました若干の事実、すでに諸君が及ばないまの賛成討論でほとんど完結なきまでに論議されましたので、私はできるだけ簡単に意思表示を行いたいと思ふのでござい

ます。皆さん、暫定予算といふものは、すでに皆様の御存じのように、予算が間に合わない間に行政の運営が行き詰まらないために、それこそ臨時処置として行いますのが暫定予算であります。この御存じの通りであります。このやうな暫定予算が、すでに四月、五月分が一回、六月分が一回、さらに今回の七月分というように、三回も連続して同じ国会に提出されたいことは、いかに政府が無計画であるかといふこと、すなわち、いかに政府の計画性が欠落しておるかといふことを暴露する以外の何ものでもないと言わなければならないのでござい

ます。(拍手)

皆さん、私は、暫定予算といふものの性質を知ります。がゆえに、その内容にわたつて多く論及することを避けたのであります。しかし、政府は知るや知らずや、あるいは知つておつて、わざ／＼こういうことをやつたのではないかと思はれる節もなきにしもあらずでござい

昭和二十八年六月二十七日 衆議院會議録第十三号 郵便法の一部を改正する法律案

郵便法の一部を改正する法律案
郵便法の一部を改正する法律
郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第二十條第一項中「又は印紙の売さばき」を、「印紙の売さばき、国民貯蓄債券の売さばき、買上若しくは償還」に改める。

第三十一條第一項第一号（中）中「五十円」を「五十五円」に、「十五円」を「二十円」に改め、同項第二号中「六十五円」を「七十四円」に、「十五円」を「二十五円」に改め、同項第三号中「八十五円」を「九十四円」に、「十五円」を「三十円」に改める。

第四十四條第一項中「又は航空郵便」を削り、同条第二項の次に次の一項を加える。

前項の規定により納付すべき書留料は、第五十八條第五項第二号の規定にかかわらず、損害要償額が千円をこえるものについても三十五円とする。

第五十二條第一項中「又は航空郵便」を削る。

第五十三條第一項の次に次の一項を加える。

前項の規定により納付すべき書留料は、第五十八條第五項第二号の規定にかかわらず、損害要償額が千円をこえるものについても三十五円とする。

第五十六条中「差出」の下に「運送」を加える。

第五十七条中「航空郵便」を削る。

第六十条第二項を次のように改め、同条第三項中「四十四」を「五十四」に改め、同条第五項を削る。

速達郵便は、郵政大臣の定める地域にある郵便物（重量四キログラムをこえる第一種郵便物並びに重量四キログラムをこえ、又は長さ、幅及び厚さの合計が一メートルをこえる小包郵便物を除く）につき、これをするものとする。

第六十条の二を削る。

附則

1 この法律は、昭和二十八年七月一日から施行する。

2 この法律の施行前に差し出された郵便物については、なお従前の例による。

郵便法の二部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔田中總之進君登壇〕

○田中總之進君 たいさき議題となりました郵便法の一部を改正する法律案に關し、郵政委員会における審査の結果並びに結果を御報告申し上げます。本法律案は、去る第十五国会に政府より提出せられ、解散のため不成立に終つたものと同内容でありまして、

提案の理由とするところは次の通りであります。

現行小包料金、昭和二十六年六月、鉄道小荷物運賃との均衡をはかるために、従来の均一料金制を地帯別料金制に改正したものであります。本年一月十五日から実施の鉄道小荷物運賃の改正に伴ひまして、この料金をそのまますぐ置くときは、本来鉄道に差出さるべきものが郵便に転嫁されることとなり、書状やほか等の重要郵便物の送達に対しても好ましくない影響を及ぼすおそれがあるため、政府は、現行小包料金を適宜改正するとともに、この機会に事業合理化の見地から若干の制度の改正を行おうとして、本法律案を提出するに至つたものであります。

し、こうして、本法案のおもな内容は次の三點であります。

改正の第一點は、前記の小包料金の改正でありまして、事業本来の姿と鉄道運賃との均衡とにかんがみ、重量、容積の輕小なもの、及び比較的距離離れてのものの上率をできるだけ低率とし、現行料金による総収入に對し、約一割三分程度の値上率にとどめようとしたしております。

第二點は、航空郵便制度を廃止したことでありまして、現行の航空郵便制度は、配達については別段の措置をとることなく、単に運送だけを航空便によるもので、速達方法として不十分の点

があるばかりでなく、運送自体についても、わが國の事情においては、かつて鉄道便による方が速達となる場合が多く、実効をあげ得ないうらみがあつたので、これを廃止して、次に述べるように速達郵便制度に統合しようとしたのであります。

第三點は、速達郵便制度についての改正であります。まず、速達郵便物の運送につき、省令の定めるところに従ひ、航空便によることができる道を開くとともに、その配達区域が現行規定では法定されているのを、郵政大臣が実情に即するように定め得ることとする。その取扱ひ手数料にかんがみ、重量、容積の制限及び料金の引上げにつき規定を設けているのであります。

なお、以上のほか、書留郵便物の転送または還付の際納付する書留料の引下げ、郵政省によつて行ふ国民貯蓄債券の売りさばき等の事務に關し、無料郵便物の範圍を拡張することをも規定いたしております。

本法案につき、提案理由並びに内容を報告申し上げたのでありますが、本法案の付託を受けた委員会としては、本日提案の理由並びに内容等につき政府より詳細説明を聴取し、ただちに質疑に入り、社会党両派の吉田一君、片島港君等より熱心な質疑が行われましたが、その詳細はすべて會議録に譲りたいと存じます。

かくて、委員会は、本日質疑を終了し、改進黨隈内義雄君の動議により、討論を省略の上、ただちに採決を行いましたところ、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと議決を見た次第でございます。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○議長（橋本次郎君） 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり。

○議長（橋本次郎君） 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。（拍手）

中央機關施設整備促進法案（今村勉助君外二十九名提出）

（委員会審査省略要求事件）

○田中總之進君 議案上程についての緊急動議を提出いたします。すなわち、今村忠助君外二十九名提出、中央機關施設整備促進法案は、提出者の要求通り委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長（橋本次郎君） 田中君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり。

○議長（橋本次郎君） 御異議なしと認めます。

中央機關施設整備促進法案を議題といたします。提出者の趣旨を明瞭に許します。今村忠助君。

中央機關施設整備促進法案
中央機關施設整備促進法

（この法律の目的）

第一條 この法律は、中央機關の運輸能力の増進と公衆の利便を図るため、その施設の整備を促進することを目的とする。

（定義）

第二條 この法律において「中央機關」とは、国会、最高裁判所、会計検査院及び内閣（府、省、これらの外局及び人事院を含む）をいふ。

2 この法律において「中央機關施設整備計画」とは、首都建設法（昭和二十五年法律第二百十九号）第四條の規定により作成された中央機關の庁舎その他の施設の整備に係る首都建設計画をいふ。

（土地の取用及び使用）

第三條 建設大臣は、中央機關施設整備計画の実施に必要な土地を取用し、又は使用することができ

2 前項の規定による取用及び使用に關しては、土地取用法（昭和二十六年法律第二百十九号）を適用する。（事業の認定）

第四條 首都建設法第九條の規定により中央機關施設整備計画の公告があつたときは、土地取用法第二十条の規定により建設大臣が事業の認定をしたものとみなす。

(省令(委任))

第五条 この法律に定めるものの外、この法律の施行について必要な事項は、建設省令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 首都建設法第九条の規定により昭和二十七年首都建設委員会公告第十一号をもつて公告された中央官衙地区整備に関する首都建設計画は、この法律の施行の日以前に首都建設法第九条の規定により公告された中央官衙地区整備計画とみなす。

3 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二 中央官衙施設整備促進法(昭和二十八年法律第 号)第三条の規定により中央官衙施設整備計画の実施に必要な土地を収用し、又は使用すること。

第四号第三項中「及び第十七号」を「第十七号及び第十七号の二」に改める。

〔今村忠助君等〕
○今村忠助君 たいだいま議題となりました中央官衙施設整備促進法案につき

昭和二十八年六月二十七日 衆議院会議録第十三号 議長 報告

まして、その提案の理由を御説明申し上げます。

御承知のように、首都におきまして、立法、司法及び行政の各中央官衙の運営能率の増進と公衆の利便をはかるためには、都心部に中央官衙地区を定め、その施設の整備を促進する必要がありまこと、かねてより各方面から要望されておるところでございますが、この法律は、このような要望にこたへまして、中央官衙の運営能率の増進と公衆の利便をはかるため、その施設の整備を促進することを目的としております。法律案の要旨、審議の経過等は速記録に譲ることにいたします。

まず、この法律におきまして、中央官衙と申しますのは、国会、最高裁判所、会計検査院及び内閣をさすことといたし、さらにここに内閣と申しますものは、府、省、これらの外局及び人事院をも含めしめることといたし、また、さらに、右に述べましたようなこの法律の目的を具体的に実現いたしますためには、まず首都建設法第四条の規定によりまして、中央官衙の庁舎その他の施設の整備に関する中央官衙施設整備計画が作成されることを前提といたしまして、この計画の実施に必要な土地を収用し、または使用することができるよう規定をいたしますとともに、その土地の収用及び使用に関し

しては、土地収用法の規定を適用することといたした。そして、この収用及び使用は建設大臣が行うことになつております。

しかるに、土地収用法の規定によりまして、土地の収用または使用をいたすためには、同法第十六条以下の規定によりまして、事業の認定を受けなければならないことに定められているのであります。この事業の認定を受けるためには、まず事業認定申請書を提出し、また、関係行政機関等の意見の聴取、公聴会の開催、事業認定申請書等の縦覧並びに利害関係人の意見書の提出等、きわめて複雑な手続を必要とするものと、これがために相当の日数をも必要といたしますので、この法律におきましては、首都建設法第九条の規定により、中央官衙施設整備計画の公告があったときは、土地収用法第二十條の規定により、建設大臣が事業の認定をしたものとみなすことに定めまして、前記のような事業の認定に関する複雑な手続を省略して、迅速に土地の収用または使用が実行されるようにいたしました。

そのほか、この法律の施行について必要な事項は建設省令で定めることといたし、また、かねて御承知のように、首都建設委員会におきましては、首都建設法第九条の規定により、昭和二十七年首都建設委員会公告第十一号をもつて中央官衙地区整備に関する首

都建設計画を公告しておりますので、この計画は、この法律の適用につきましては、この法律の施行の日以前に首都建設法第九条の規定により公告された中央官衙施設整備計画とみなすことに、この法律の附則で規定をいたしまして、これにより建設大臣が当該地区においてこの計画の実施に必要な土地を収用または使用することができるよう措置をいたしました。そのほか、この法律の規定により、建設大臣の権限に新たなものが加えられましたので、所要の改正を建設省設置法に加えるよう、附則において定められております。

以上がこの法律案の規定の要旨であります。

なお、この法律案の立案につきましては、数回にわたり両院議院運営委員会庶務小委員会合同打合せにおいて打合せをいたしましたものであります。本日、各派の御賛同を得て提案の運びに至りました次第であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○議長(堤隆次郎君) 採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(堤隆次郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。

明後二十九日は定刻より特に本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時十九分散会

出席國務大臣

- | | |
|---------|---------|
| 内閣総理大臣 | 吉田 茂君 |
| 法務大臣 | 大藏 健君 |
| 外務大臣 | 岡崎 勝男君 |
| 大蔵大臣 | 小笠原三九郎君 |
| 文部大臣 | 大達 茂雄君 |
| 厚生大臣 | 山縣 勝見君 |
| 農林大臣 | 保利 茂君 |
| 通商産業大臣 | 岡野 清彦君 |
| 運輸大臣 | 石井光次郎君 |
| 郵政大臣 | 塚田十一郎君 |
| 労働大臣 | 小坂清太郎君 |
| 國務大臣 | 安藤 正純君 |
| 國務大臣 | 緒方 竹虎君 |
| 國務大臣 | 大野 伴睦君 |
| 國務大臣 | 大野木秀次郎君 |
| 國務大臣 | 木村惣太郎君 |
| 出席政府委員 | |
| 大蔵省主計局長 | 河野 一之君 |
| 建設政務次官 | 南 好雄君 |

朗読を省略した報告

一、去る二十五日本院は参議院議員石黒忠信君が国際連合食糧農業機関アジア極東地域会議日本政府代表に就くことができることと議決し、その旨参議院に通知した。

一、去る二十五日本院は首都建設委員会委員に次田大三郎君を任命することに同意した旨参議院に通知した。

昭和二十八年六月二十七日 衆議院會議録第十三号 議長の報告

一、去る二十五日本院は日本国有鉄道監理委員会委員に村田省蔵君を任命することに同意した旨参議院に通知した。

一、去る二十五日本院は鉄道建設審議会委員に平山孝君、佐藤博夫君、永野重雄君、関井三君、湯河元威君、小林中君、島田孝一君及び山崎臣補君を任命することに同意した旨参議院に通知した。

一、去る二十五日本院は漁港審議会委員に飯島茂君、和田鶴一君及び早稲田要衛君を任命することに同意した旨参議院に通知した。

一、昨二十六日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。
千九百五十二年七月十一日にブラッセルで締結された万国郵便条約及び関係諸約定の批准について承認を求めるの件

一、昨二十六日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。
市町村農業委員会の委員及び都道府県農業委員会の委員の任期延長に関する法律

一、去る二十五日衆議院規則第十四条但書により議長において議席を次の通り変更した。

- 一五 佐藤虎次郎君
- 一六 小高 嘉郎君
- 一七 始岡 伊平君
- 六一 安藤 覺君

一、去る二十五日参議院において、次の通り理事を補欠選任した。
理事 世耕 弘一君(理事北畠吉君去る二十三日理事辞任につきその補欠)

一、去る二十五日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

- 内閣委員 神近 市子君
- 地方行政委員 橋本 龍伍君
- 田中伊三次君
- 法務委員 井谷 正吉君
- 水産委員 田淵 光一君
- 郵政委員 松浦周太郎君
- 労働委員 相川 勝六君
- 三池 恒君
- 予算委員 稲葉 修君
- 福田 越夫君
- 岡田 春夫君
- 吉田 茂君

一、去る二十五日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

- 内閣委員 井谷 正吉君
- 地方行政委員 相川 勝六君
- 法務委員 井谷 正吉君
- 水産委員 田淵 光一君
- 郵政委員 松浦周太郎君
- 労働委員 相川 勝六君
- 三池 恒君
- 予算委員 稲葉 修君
- 福田 越夫君
- 岡田 春夫君
- 吉田 茂君

一、昨二十六日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

- 内閣委員 井谷 正吉君
- 地方行政委員 相川 勝六君
- 法務委員 井谷 正吉君
- 水産委員 田淵 光一君
- 郵政委員 松浦周太郎君
- 労働委員 相川 勝六君
- 三池 恒君
- 予算委員 稲葉 修君
- 福田 越夫君
- 岡田 春夫君
- 吉田 茂君

一、昨二十六日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

- 内閣委員 井谷 正吉君
- 地方行政委員 相川 勝六君
- 法務委員 井谷 正吉君
- 水産委員 田淵 光一君
- 郵政委員 松浦周太郎君
- 労働委員 相川 勝六君
- 三池 恒君
- 予算委員 稲葉 修君
- 福田 越夫君
- 岡田 春夫君
- 吉田 茂君

一、昨二十六日法務委員会において、次の通り理事を補欠選任した。
理事 井伊 誠二君(理事井伊誠一君去る二十三日委員辞任につきその補欠)

一、昨二十六日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

- 内閣委員 田中 彰治君
- 農林委員 川俣 清吉君
- 水産委員 日野 吉夫君
- 電気通信委員 中村 梅吉君
- 経済安定委員 飛島田一雄君
- 石村 英雄君
- 予算委員 櫻内 義雄君
- 青野 武一君
- 伊藤 好道君
- 和田 博雄君
- 上林與市郎君
- 阿部 五郎君

一、昨二十六日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

- 内閣委員 中村 梅吉君
- 農林委員 日野 吉夫君
- 水産委員 川俣 清吉君
- 電気通信委員 田中 彰治君
- 経済安定委員 伊藤 好道君
- 和田 博雄君
- 予算委員 中曾根康弘君
- 上林與市郎君
- 石村 英雄君
- 飛島田一雄君
- 佐藤觀次郎君
- 山田 長司君

一、昨二十六日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

- 内閣委員 中村 梅吉君
- 農林委員 日野 吉夫君
- 水産委員 川俣 清吉君
- 電気通信委員 田中 彰治君
- 経済安定委員 伊藤 好道君
- 和田 博雄君
- 予算委員 中曾根康弘君
- 上林與市郎君
- 石村 英雄君
- 飛島田一雄君
- 佐藤觀次郎君
- 山田 長司君

一、昨二十六日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

- 内閣委員 中村 梅吉君
- 農林委員 日野 吉夫君
- 水産委員 川俣 清吉君
- 電気通信委員 田中 彰治君
- 経済安定委員 伊藤 好道君
- 和田 博雄君
- 予算委員 中曾根康弘君
- 上林與市郎君
- 石村 英雄君
- 飛島田一雄君
- 佐藤觀次郎君
- 山田 長司君

一、昨二十六日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。
海外同胞引揚及び遺族救済に関する調査特別委員 岡田 春夫君

一、昨二十六日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

- 海外同胞引揚及び遺族救済に関する調査特別委員 有田 八郎君

一、去る二十五日内閣から提出した条約は次の通りである。
航空業務に関する日本国とタイとの間の協定の締結について承認を求めるの件

一、去る二十五日議員から提出した議案は次の通りである。
離島振興法案(綱島正興君外七十名提出)

一、去る二十五日内閣から提出した議案は次の通りである。
地方自治法の一部を改正する法律案

一、去る二十五日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。
市町村農業委員会の委員及び都道府県農業委員会の委員の任期延長に関する法律案

一、去る二十五日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。
市町村農業委員会の委員及び都道府県農業委員会の委員の任期延長に関する法律案

一、去る二十五日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。
市町村農業委員会の委員及び都道府県農業委員会の委員の任期延長に関する法律案

一、去る二十五日委員会に付託された条約は次の通りである。
航空業務に関する日本国とタイとの間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第二号)

一、去る二十五日委員会に付託された議案は次の通りである。
地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇六号)

一、去る二十五日参議院に付託された地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇六号)

一、去る二十五日参議院に付託された地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇七号)

一、去る二十五日参議院に付託された地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇八号)

一、去る二十五日参議院に付託された地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇九号)

一、去る二十五日参議院に付託された地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一〇号)

一、去る二十五日参議院に付託された地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一一号)

一、去る二十五日参議院に付託された地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一二号)

理容師美容師法の一部を改正する法律案 一、去る二十五日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。 勤労者住宅建設促進法案(山下榮二君外六十五名提出) 一、昨二十六日議員から提出した議案は次の通りである。 北海道防塞住宅建設等促進法案(瀬戸山三男君外三十八名提出) 農業機械化促進法案(平野三郎君外五名提出) 一、昨二十六日内閣から提出した議案は次の通りである。 資産再評価法の一部を改正する法律案 学校教育法等の一部を改正する法律案 市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案 産業投資特別会計法案 一、昨二十六日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。 金管理法案 昨二十六日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。 判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律案 一、昨二十六日委員会に付託された議案は次の通りである。 金管理法案(内閣提出第五五号)(参議院送付)	資産再評価法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一〇号) 産業投資特別会計法案(内閣提出第一一二号) 以上三件 大蔵委員会 付託 学校教育法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一一二号) 市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一二号) 以上三件 文部委員会 付託 地方鉄道軌道整備法案(関谷勝利君外三十九名提出、衆法第九号) 運輸委員会 付託 北海道防塞住宅建設等促進法案(瀬戸山三男君外三十八名提出、衆法第一三三号) 建設委員会 付託 離島振興法案(綱島正興君外七十名提出、衆法第一二九号) 経済安定委員会 付託 一、昨二十六日予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。 判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一一〇九号)(予) 法務委員会 付託 一、昨二十六日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。 離島振興法案(綱島正興君外七十名提出) 一、昨二十六日参議院において次の件を議決した旨の通知書を受領した。 千九百五十二年七月十一日にグラツセルで締結された万国郵便条約及び関係諸約定の批准について承認を求めるの件 一、昨二十六日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。 市町村農業委員会の委員及び都道府県農業委員会の委員の任期延長に関する法律案 一、今二十七日議員から提出した議案は次の通りである。 中央機關施設整備促進法案(今村忠助君外二十九名提出) 一、今二十七日議員から次の議案は委員会の審査を省略された旨の要求書を受領した。 中央機關施設整備促進法案 今村忠助君外二十九名 一、今二十七日議員から提出した動議は次の通りである。昭和二十八年年度一般会計暫定予算補正(第二号)、昭和二十八年年度特別会計暫定予算補正(特第二号)及び昭和二十八年年度政府関係機關暫定予算補正(機第二号)の編成費を求めるの動議(八百板正君外十四名提出) 一、昨二十六日議員から提出した質問主意書は次の通りである。 家畜飼料としての大豆粕輸入に関する質問主意書(並木芳雄君提出)	セルで締結された万国郵便条約及び関係諸約定の批准について承認を求めるの件 一、昨二十六日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。 市町村農業委員会の委員及び都道府県農業委員会の委員の任期延長に関する法律案 一、今二十七日議員から提出した議案は次の通りである。 中央機關施設整備促進法案(今村忠助君外二十九名提出) 一、今二十七日議員から次の議案は委員会の審査を省略された旨の要求書を受領した。 中央機關施設整備促進法案 今村忠助君外二十九名 一、今二十七日議員から提出した動議は次の通りである。昭和二十八年年度一般会計暫定予算補正(第二号)、昭和二十八年年度特別会計暫定予算補正(特第二号)及び昭和二十八年年度政府関係機關暫定予算補正(機第二号)の編成費を求めるの動議(八百板正君外十四名提出) 一、昨二十六日議員から提出した質問主意書は次の通りである。 家畜飼料としての大豆粕輸入に関する質問主意書(並木芳雄君提出)	一、今二十七日議員から提出した動議は次の通りである。昭和二十八年年度一般会計暫定予算補正(第二号)、昭和二十八年年度特別会計暫定予算補正(特第二号)及び昭和二十八年年度政府関係機關暫定予算補正(機第二号)の編成費を求めるの動議(八百板正君外十四名提出) 一、昨二十六日議員から提出した質問主意書は次の通りである。 家畜飼料としての大豆粕輸入に関する質問主意書(並木芳雄君提出)	一、今二十七日議員から提出した動議は次の通りである。昭和二十八年年度一般会計暫定予算補正(第二号)、昭和二十八年年度特別会計暫定予算補正(特第二号)及び昭和二十八年年度政府関係機關暫定予算補正(機第二号)の編成費を求めるの動議(八百板正君外十四名提出) 一、昨二十六日議員から提出した質問主意書は次の通りである。 家畜飼料としての大豆粕輸入に関する質問主意書(並木芳雄君提出)	一、今二十七日議員から提出した動議は次の通りである。昭和二十八年年度一般会計暫定予算補正(第二号)、昭和二十八年年度特別会計暫定予算補正(特第二号)及び昭和二十八年年度政府関係機關暫定予算補正(機第二号)の編成費を求めるの動議(八百板正君外十四名提出) 一、昨二十六日議員から提出した質問主意書は次の通りである。 家畜飼料としての大豆粕輸入に関する質問主意書(並木芳雄君提出)	一、今二十七日議員から提出した動議は次の通りである。昭和二十八年年度一般会計暫定予算補正(第二号)、昭和二十八年年度特別会計暫定予算補正(特第二号)及び昭和二十八年年度政府関係機關暫定予算補正(機第二号)の編成費を求めるの動議(八百板正君外十四名提出) 一、昨二十六日議員から提出した質問主意書は次の通りである。 家畜飼料としての大豆粕輸入に関する質問主意書(並木芳雄君提出)	一、今二十七日議員から提出した動議は次の通りである。昭和二十八年年度一般会計暫定予算補正(第二号)、昭和二十八年年度特別会計暫定予算補正(特第二号)及び昭和二十八年年度政府関係機關暫定予算補正(機第二号)の編成費を求めるの動議(八百板正君外十四名提出) 一、昨二十六日議員から提出した質問主意書は次の通りである。 家畜飼料としての大豆粕輸入に関する質問主意書(並木芳雄君提出)	一、今二十七日議員から提出した動議は次の通りである。昭和二十八年年度一般会計暫定予算補正(第二号)、昭和二十八年年度特別会計暫定予算補正(特第二号)及び昭和二十八年年度政府関係機關暫定予算補正(機第二号)の編成費を求めるの動議(八百板正君外十四名提出) 一、昨二十六日議員から提出した質問主意書は次の通りである。 家畜飼料としての大豆粕輸入に関する質問主意書(並木芳雄君提出)	昭和二十八年六月二十七日 衆議院會議録第十三号 議長の報告	
衆議院會議録第十一号中正誤 頁 段 行 誤 正 一〇三 二 不當を 不當と 一〇五 末 粉砕 粉砕 一〇五 末 ないとい ないという	衆議院會議録第十二号中正誤 頁 段 行 誤 正 七三 段 第一行は削る 正 七三 六 求め 求めま 七三 七 求め 求めま 七三 八 求め 求めま 七三 九 求め 求めま 七三 十 求め 求めま 七三 十一 求め 求めま 七三 十二 求め 求めま 七三 十三 求め 求めま 七三 十四 求め 求めま 七三 十五 求め 求めま 七三 十六 求め 求めま 七三 十七 求め 求めま 七三 十八 求め 求めま 七三 十九 求め 求めま 七三 二十 求め 求めま 七三 二十一 求め 求めま 七三 二十二 求め 求めま 七三 二十三 求め 求めま 七三 二十四 求め 求めま 七三 二十五 求め 求めま 七三 二十六 求め 求めま 七三 二十七 求め 求めま 七三 二十八 求め 求めま 七三 二十九 求め 求めま 七三 三十 求め 求めま 七三 三十一 求め 求めま 七三 三十二 求め 求めま 七三 三十三 求め 求めま 七三 三十四 求め 求めま 七三 三十五 求め 求めま 七三 三十六 求め 求めま 七三 三十七 求め 求めま 七三 三十八 求め 求めま 七三 三十九 求め 求めま 七三 四十 求め 求めま 七三 四十一 求め 求めま 七三 四十二 求め 求めま 七三 四十三 求め 求めま 七三 四十四 求め 求めま 七三 四十五 求め 求めま 七三 四十六 求め 求めま 七三 四十七 求め 求めま 七三 四十八 求め 求めま 七三 四十九 求め 求めま 七三 五十 求め 求めま	衆議院會議録第十三号中正誤 頁 段 行 誤 正 一〇三 二 不當を 不當と 一〇五 末 粉砕 粉砕 一〇五 末 ないとい ないという	衆議院會議録第十四号中正誤 頁 段 行 誤 正 一〇三 二 不當を 不當と 一〇五 末 粉砕 粉砕 一〇五 末 ないとい ないという	衆議院會議録第十五号中正誤 頁 段 行 誤 正 一〇三 二 不當を 不當と 一〇五 末 粉砕 粉砕 一〇五 末 ないとい ないという	衆議院會議録第十六号中正誤 頁 段 行 誤 正 一〇三 二 不當を 不當と 一〇五 末 粉砕 粉砕 一〇五 末 ないとい ないという	衆議院會議録第十七号中正誤 頁 段 行 誤 正 一〇三 二 不當を 不當と 一〇五 末 粉砕 粉砕 一〇五 末 ないとい ないという	衆議院會議録第十八号中正誤 頁 段 行 誤 正 一〇三 二 不當を 不當と 一〇五 末 粉砕 粉砕 一〇五 末 ないとい ないという	衆議院會議録第十九号中正誤 頁 段 行 誤 正 一〇三 二 不當を 不當と 一〇五 末 粉砕 粉砕 一〇五 末 ないとい ないという	一八九	